

## 議案第123号

### 財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 1 貸付財産

区分	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
土地	琴浦町大字山川字勝田川頭西平807番4	原野	59,330

#### 2 相手方

東京都港区西新橋一丁目3番1号  
日本水産株式会社  
代表取締役社長執行役員 的埜 明世

#### 3 貸付期間

協定締結日から5年間

#### 4 理由

とっとり共生の森事業実施に当たり、事業実施予定地を日本水産株式会社に無償で貸し付けるものである。

平成30年9月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和